

管理用紙 (起案文書)

年 度	平成28年度	文書番号	教高 第1605号
受 領 日		起 案	高等学校課
起 案 日	平成 28年 5月 16日		高等学校/生徒指導グループ
決 裁 日	平成 28年 5月 17日		主 査 中田 博之
施 行 日	平成 28年 5月 17日		(電話番号: )
処 理 期 限	平成 年 月 日	公 印	公印不要
分類記号	S-00-00	校 合	
簿冊番号	102-1	保存期間	長期(35年)
簿冊名	訴訟関係		
公開用簿冊件名	訴訟関係		
保存満了日	令和 34年 3月 31日		
文書題名	平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件に係る答弁書の提出について		
公開用文書題名	平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件に係る答弁書の提出について		
決裁関与者	奥野 憲一 [教委総務/広報・議事グループ] [課長補佐] 平芳 幸子 [教委総務/広報・議事グループ] [主査] 高取 秀夫 [教委総務/広報・議事グループ] [主査] 松田 正也 [高等学校課] [課長] 藤井 光正 [高等学校課] [参事] 木下 隆 [高等学校/生徒指導グループ] [課長補佐] 三宅 恭子 [高等学校/生徒指導グループ] [主査]		
関係者			

標記事件に係る答弁書を次案により大阪地方裁判所に提出してよろしいか。

伺い文

添付文書名

種別

20160516-4 (清書) (高等学校課再修正 東住吉総合修正) 大阪府 VS [REDACTED] 答弁 電子

添付文書情報

施行先

施行方法

施行先なし

備考

平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件

原告 外1名

被告 大阪府

答 弁 書

平成28年5月17日

大阪地方裁判所

第25民事部 合議2係 御中

〒533-0033

大阪市東淀川区東中島1-21-33 俵ビル2階

弁護士法人俵法律事務所 (法人受任、送達場所)

電話 06-6323-6700 FAX 06-6323-5510

被告訴訟代理人

弁護士 俵 正 市



同 井 川 一 裕



被告指定代理人

大阪府職員 中 田 博 之



同 三 宅 恭 子



同 高 取 秀 夫



同 平 芳 幸 子



## 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求を棄却する
  - 2 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

## 請求の原因に対する認否

### 第1 請求の原因「第1 当事者」について

#### 1 同1について

原告■■■■が平成27年5月15日に亡くなった■■■■君（以下「■■■■君」という）の祖父であること、■■■■君の両親が離婚していること、原告■■■■が■■■■君の母親であること、原告■■■■が■■■■君の相続人であり、その相続分が2分の1であることは、認める。

原告■■■■らが被告に対し損害賠償請求権を有するとする点は、否認ないし争う。

その余は不知。

#### 2 (1) 同2 (1)について

■■■■君が平成11年5月5日生まれ（本件当時16歳）で、平成24年3月に大阪市立清江小学校を、平成27年3月に大阪市立真住中学校を卒業し、同年4月に大阪府立東住吉高校に入学したことは、認める。

その余は不知。

#### (2) 同2 (2)について

■■■■君が、正義感が強く（但し、それは■■■■君の出身中学校の話では強すぎる正義感等ということである）、まじめであることは、認める。

その余は不知。

#### (3) 同2 (3)、(4)について

不知。

(4) 同2(5)について

■君が平成27年5月15日(金)の下校途中の午後6時28分頃南海高野線の住吉東4号踏切で列車に跳ねられて死亡したことは、認める。

自力で遮断機を開けて進入したことについては、不知。

3 同3について

認める。なお、本件高校には、教頭として、伊藤教頭のほか朝川教頭も在職しているものである。

第2 同「第2 本件の概要」について

平成27年5月15日、東住吉総合高校(以下「本件高校」という)において、林講師の担当する2限目の「基礎英語総復習」の授業中、■君が突然に前席の生徒の頭を叩くなどしたこと(なお、■君は、さらに何も言わずに同生徒の頬を平手で叩いたものである)、それに対し同生徒が怒って■君に対し平手で叩き、■君の胸元を握って自分の方へ引き寄せ、■君が椅子からずり落ちるような体勢になったこと、教員が気付いて間に入って収まったこと、その後、教員が■君に対し、3畳ほどの別室(小会議室)で反省を促す指導をし、「振り返りシート」を作成させたこと、同日夕方に補導委員会が開かれ、■君に対する懲戒処分の方案として停学5日間を決定したこと、同日■君が反省文を完成させることができなかつたため、教員が翌週に書いて提出するよう指導したこと、同日午後6時頃に■君が一人で下校したこと、■君のクラス担任の太田教諭が■君に対し、同日の出来事を母親に伝えることを告げたとき、■君の顔が曇ったこと、同日に■君が死亡したことは、認める。(なお、被告としては、訴状の請求原因の記載の仕方から、それに対する認否の仕方が難しいので、上記のように請求原因に対応する被告の認識・把握する事実を記載しつつ、その範囲で認めるという態様の認否を行うものであるので、予めお断りしておく次第であ

る。)

その余は否認ないし争う。特に、■■■■君が相手の生徒を叩くなどした際にその相手の生徒が授業妨害等をしていたかのように言う点、教員が■■■■君を監禁したとか人格を否定したとか追い詰めたなどとする点等については、強く否認するものである。

第3 同「第3 本件の経緯」について

1 同「1 本件までの■■■■君の様子」について

(1) 同(1)について

不知。

(2) 同(2)について

不知。

(3) 同(3)について

不知。

(4) 同(4)について

否認ないし争う。

2 同「2 5月15日の2限の「基礎英語総復習」の授業の経緯」について

(1) 同(1)について

認める。

(2) 同(2)について

認める。

(3) 同(3)について

■■■■君と原告■■■■とのやりとりは不知。

その余は否認ないし争う。

(4) 同(4)について

平成27年5月15日2限目の基礎英語総復習において、林講師が従前に課した宿題のチェックをするため、各生徒の机を回って宿題のノートをチェックしていたこと、その間、生徒が私語していた状況だったこと(但し、授業中といえないほど騒々しかったというようなものではない)は、認める。

その余は否認ないし争う。

(5) 同(5)について

君の前の席に君(以下「君」という)が座っていたこと、君がいわゆる落ち着きの乏しい生徒であること(ただし、原告らが主張するほど授業態度が悪いというような生徒ではない)は、認める。

(6) 同(6)について

否認ないし争う。

林講師がノートのチェックをしている間、君は隣席の女子生徒の手を握って、同女子生徒が別の女子生徒と授業に関するやりとりを終えるのを静かに待っていたものであり、立ち上がったり、女子生徒の足を触ったりなどといったことはしていないものである。

(7) 同(7)について

君が何も言わずに突然に君の頭を叩くなどしたこと、君はそれを無視していたことは、認める。

君の心情については不知。

その余は否認ないし争う。

(8) 同(8)について

君が君の頭を叩いたあと、君の襟をつかんで引っ張り君をその座席に座らせるようにしたが、君がそれを無視したこと、そ

の後豊田君が清将君の方へ振り向いたことは、認める。

その余は否認ないし争う。

(9) 同(9)について

■君が上記のように■君が振り向いたときに、何も言わずに突然に■君の頬をビンタしたことは、認める。

その余は否認ないし争う。

(10) 同(10)について

■君が、■君にビンタされたことから怒って、■君に対しビンタをし、教室の外で話をしようとして■君の胸ぐらをつかんで引き寄せたところ、■君が椅子からずり落ちて尻もちをついたこと（■君が押し倒した事実はない）は、認める。

(11) 同(11)について

概ね認めるが、■君が■君を押し倒した事実はない。

(12) 同(12)について

隣の1年3組で英語の授業をしていた松井教諭が1年2組の教室の生徒の声を聞いて同教室へ駆けつけたこと、松井教諭が、■君が■君の胸ぐらをつかんでいる状態を見て、林講師と協力して二人を引き離したこと、松井教諭が（林講師ではない）■君を1年次職員室へ連れて行き、生徒指導担当の清水教諭に引き継いで、清水教諭が■君を別室（同窓会室）へ連れて行ったこと、副担任の芝田教諭が■君を連れて小会議室へ連れて行ったこと、■君の制服の胸ボタンがとれたこと、■君と■君のトラブルの生じたのが午前10時頃だったことは、認める。

■君が■君を押し倒したとずる点をはじめその余は否認ないし争う。

3 同「3 救護をしなかったことと「振り返りシート」の記載の強要

(1) 同(1)について



午前10時10分頃、まず最初に太田教諭と清水教諭と一緒に■■■■君から事情聴取を行ったことは、認める。(但し、清水教諭は最初太田教諭と一緒に■■■■君から事情を聴取し、その後に■■■■君から事情聴取を行うなどしたものである)

(2) 同(2)について  
認める。

(3) 同(3)について  
否認ないし争う。

(4) 同(4)について

■■■■君と■■■■君を別々の部屋に分けて事情聴取をしたこと、太田教諭や清水教諭が■■■■君が■■■■君に対しビンタした理由を繰り返し尋ねたこと(なお、■■■■君が■■■■君から何もされていないけれどもビンタしたものであることを供述していたのであるが、その理由がよく分からなかったことから、両教諭は■■■■君や■■■■君に交互にその理由・事情等を繰り返し尋ねていたものである)は、認める。

その余は否認ないし争う。

(5) 同(5)について  
認める。

(6) 同(6)について

認める(但し、■■■■君が■■■■君をビンタした際、■■■■君が私語をしたり、女子生徒の足を触ったり、客観的に目に余るような行為をしたりしていたという状況はないものである)。

4 同「4 「振り返りシート」が■■■■君にとって屈辱的であったこと」について

(1) 同(1)について

振り返りシートの⑤⑥⑦⑧⑩の質問事項は、認める。

その余は否認ないし争う。

(2) 同(2)について

■■■■君が正義感の強い生徒であったこと（但し、■■■■君の中学校によれば、それは強すぎる正義感であると評している）、■■■■君の高校での生活態度が真面目だったこと、■■■■君が■■■■君をビンタするなどした理由をなかなか言わなかったことは、認める。

■■■■君の小学校や中学校のときの体験等として記載されていることがらは不知。

その余は否認ないし争う。

(3) 同(3)について

太田教諭や清水教諭が■■■■君に対し■■■■君をビンタするなどした理由を繰り返し尋ねたこと（但し、両教諭は事情・理由が理解しえなかったことから■■■■君にも繰り返し聴取していたものであり、問い詰めるなどというものではない）は、認める。

その余は、否認ないし争う。

5 同「5 監禁及び振り返りシート記載と反省文作成の強要」について

(1) 同(1)について

■■■■君が午前10時45分頃から3畳ほどの小部屋（小会議室）において振り返りシートを書くよう指導されたこと（強要ではない）、教員が随時小会議室へやってきて、進捗状況を確認したり話をしたりしたこと（監視などではない）、太田教諭が■■■■君に対し、トイレに行きたいときは、1人で行かず、近くの1年次職員室にいる教員に声をかけるよう指示したこと（これは、■■■■君に対し他の生徒がちゃかすなどして■■■■君の心情を乱すなどすることを防ぎ、■■■■君にじっくりと自分の行為を振り返ることができる環境の確保をする配慮の観点から指示していた

ものである)、**君**が事情聴取開始から午後5時40分頃まで7時間半程度の間、小会議室での指導を受けていたこと(但し、これは**君**が振り返りシートや反省文をなかなか書かなかったことによる結果論であるし、監禁などというような状況でもない)は、認める。

その余は否認ないし争う。

(2) 同(2)について

**君**が振り返りシートをなかなか書かなかった中で、午前11時45分頃、太田教諭がどこが書きにくいのか尋ねたのに対し、**君**が同シートの「自分はこれから何をどうしなければならぬと思いますか」という質問項目が分からないと答えたこと、太田教諭がシートを見ると、**君**の記載が「同じような事を起こさないように・・・」で止まっていたことから、太田教諭が「(同じような事を起こさないようにするには) どうするか考えてみ?」と尋ねたこと、これに対し**君**が「人と関わらないようにする、ですかね」「人と接しなければ、トラブルも起こらないじゃないですか」と答えたことは、認める。(なお、太田教諭は、**君**の上記発言に対し、これから体育祭や文化祭もある中で人と接しないで高校生活を送ることはできないということを話し、**君**に対し口で注意することは良いけれども、ビンタ以外の方法はなかったのかなどと論じたところ、**君**は「口で言う・・・、僕はダメですね・・・」などと言って、太田教諭の指導に理解を示していたものである)

その余は否認ないし争う。

(3) 同(3)について

午後0時半頃、**君**が振り返りシートを完成したこと、**君**の振り返りシートの記載内容が訴状に引用のとおりであることは、認める。

その余は否認ないし争う。

(4) 同(4)について

認める。

(5) 同(5)について

古井教諭と■■■■君とのやりとりが訴状に記載のとおりであることは、認める。

その余は否認ないし争う。

(6) 同(6)について

■■■■君が監禁されていたとする点は否認ないし争う。

その余は認める。

(7) 同(7)について

否認ないし争う。

(8) 同(8)について

午後2時頃に古井教諭が■■■■君の様子を見に行くと、■■■■君が机に伏せて寝ていたこと、古井教諭と■■■■君のやりとりが訴状に記載のとおりであることは、認める。

その余は否認ないし争う。

(9) 同(9)について

否認ないし争う。

(10) 同(10)について

前記(8)のやりとりの後に■■■■君が反省文の作成をするよう指導されたこと、■■■■君は引き続き3畳ほどの小会議室にいたこと(但し、それは監禁などではない)、午後4時頃に■■■■君がトイレに行ったとき、教員がトイレまで付き添ったこと(但しそれは監視ではなく、■■■■君を他の生徒から保護して心情が乱れるなどしないように配慮したものである)は、認める。

6 同「6 補導委員会の開催及び停学処分の決定」について

(1) 同(1)について

認める。

(2) 同(2)について

補導委員会の13名の教員に林講師が含まれていないこと、生徒懲戒規定における補導委員会の構成に関する規定内容は、認める。

その余は否認ないし争う。

(3) 同(3)について

■君が■君に対しピンタ等をした場面を教員の誰も見ていないこと、補導委員会が午後4時20分頃終了したこと（なお、補導委員会は、■君及び■君の両者の一致する供述内容に基づいて審議を行ったものである）、補導委員会が■君について停学5日という懲戒処分の原案を決定したこと（なお、補導委員会は、■君に対する処分原案も決定しているものである）、大田教諭が後日の原告らとの面談のときに「■君の顔に赤みもなく、出血もない状態で、どこを叩かれたのかもわからなかった」旨述べたことは、認める。

その余は否認ないし争う。

(4) 同(4)について

否認ないし争う。

(5) 同(5)について

平成27年5月18日の原告■と古井教諭とのやりとりが訴状記載のとおりであることは、認める。

その余は否認ないし争う。

なお、本件高校の補導委員会は、懲戒処分を受ける生徒の反省の有無や程度により処分量定を所定基準より重くしたり軽くしたりすることはしていない。懲戒処分を受けた生徒の反省状況は、その処分期間中ある

いは処分後の指導等を実施する際にふまえ、反映しているものである。

(6) 同(6)について

平成27年12月24日の原告■■■■と伊藤教頭とのやりとりで林講師が補導委員会の場に居たとしても判断は同じだったかという問いに対し、「そう思う」と回答したことは、認める。(但し、■■■■君が■■■■君に対しビンタをするなどしたことの責任が林講師にあるという前提そのものが本件の事実関係に適っていないものである)

その余は否認ないし争う。

(7) 同(7)について

否認ないし争う。

7 同「7 ■■■■君の下校直前の様子」について

(1) 同(1)について

■■■■君が午後4時以降反省文の作成をしていたこと、■■■■君が3畳ほどの小会議室に在室していたこと(監禁ではない)は、認める。

その余は否認ないし争う。

(2) 同(2)について

午後4時20分頃に小野教諭が■■■■君の様子を見に行き、(同教諭は、食事はとれたか、喉は乾いていないか、トイレに行かなくていいかなども尋ねているものである)、■■■■君に対する不満や■■■■君に対しビンタ等をした理由を尋ねたこと、それに対する■■■■君と小野教諭のやりとりが訴状記載のとおりであることは、認める。

その余は否認ないし争う。

(3) 同(3)について

■■■■君が小野教諭に対し「僕はもうきっと退学になって学校には戻れないかもしれませんね」と悲観的な発言をしたため、小野教諭が「そん

なことはないよ」とその発言内容を否定し（小野教諭は明確に■■■■君の発言内容を否定したものである）、「今回の指導を受けたら戻れるよ」と励ましたことは、認める。

その余は否認ないし争う。

(4) 同(4)について

小野教諭が■■■■君の様子を見に行ったときに、■■■■君が反省文をほとんど書いていなかったことは、認める。

その余は否認ないし争う。

(5) 同(5)について

午後5時頃に太田教諭が■■■■君の様子を見に行くと（監視に行ったのではない）、■■■■君の反省文が2、3行書いたところで止まっていたこと、午後5時40分頃に（なお、太田教諭は■■■■君を帰宅させようと考えていたのであるが、太田教諭が■■■■君に対し、反省文の書き方等について指導・助言したところ、■■■■君が反省文を書こうとしたことから、もう少し反省文を書く時間を与えた方がよいと考え、その時間を与えたものである）太田教諭が■■■■君の書いていた反省文の状況を確認し、これなら土・日曜を使って自宅で反省文を書くことができるものと考え、「月曜日までに家で書いて来れるか」と尋ねたこと、それに対し■■■■君が「はい」と答えたこと、太田教諭が「これからの動きは、今日家に電話してお母さんに伝えます。お母さんにも後日学校へ来てもらわないといけなくなるかもしれないから、先生からも伝えるけど、自分の口で今日学校であったこと、反省していること、変わろうと思うことを伝えるんやで」と言ったこと（なお、生徒の学校におけるできごと等を保護者にきちんと報告・説明等することは、教員の職責である）、そのとき■■■■君の表情が曇ったこと、そのため太田教諭が「■■■■があかんかったと思うことを変わろうとして、成長したら、お母さんも協力してくれるから」と励ましたことは、認める。

その余は否認ないし争う。

(6) 同(6)について

上記(5)のやりとりに続けて、■■■■君が太田教諭に対し「でも、それはきれいごとですよ。迷惑以外の何物でもないですよ」と言ったこと、それに対し太田教諭は■■■■君の言ったことを否定して指導・助言したこと(なお、その指導・助言により、■■■■君の表情は和らいだものである)、■■■■君が(太田教諭と一緒に)体操服等の荷物を教室へ取りに行ったこと、教室から出る際に太田教諭が月曜に反省文を持ってくること、この後の指示は家に電話であることを伝えたこと、■■■■君が午後6時過ぎに一人で下校したこと(但し、■■■■君は、上記のとおり教室へ体操服を取りに行こうとするなどして、今後の学校生活の方へ意識を振り向けていたこと、■■■■君の表情は和らぎ、元気な様子を見せていたことなどから、■■■■君一人で帰宅させてはならないような状況は全く認められなかったものである)は、認める。

その余は否認ないし争う。

(7) 同(7)について

原告日高が本件高校に対し自宅電話番号・勤務先電話番号・携帯電話番号を伝えていたことは、認める。

その余は否認ないし争う。本件高校の教員は、予め聞いていた原告■■■■の職場での休憩時刻を見計らって午後7時過ぎに原告■■■■の携帯電話にかけ、それでも原告■■■■に連絡が取れず、さらに続けて自宅にも電話をかけたが、それでも連絡がとれなかった。連絡表に自宅は「21:00以降」との記載があったので、午後9時以降にあらためて自宅に電話連絡をしようとしていたところ、その後、警察から本件高校へ■■■■君の死亡について連絡が入り、関係教員に連絡をとり、学校に集合し、情報収集するとともに今後の対応について協議した。

8 同「8 事故」について

遮断機(片開き)を自力で開けて侵入したこと及び事故・事件性はなく



自殺であるということは不知。その余は認める。

第4 同「第4 本件後の経緯」について

1 同「1 東住吉総合高校の教員らの対応が徹頭徹尾杜撰であったこと」について

平成27年5月16日午前10時頃原告■■■■から本件高校へ連絡があり、午前11時頃（午後0時頃ではない）、武田校長、太田教諭、小野教諭が原告■■■■宅へ行ったこと、武田校長らが原告■■■■らに対し、事実確認に時間を要したことを説明したことは、認める。

その余は否認ないし争う。

2 同「2 ■■■■君による一方的な暴力事件という当初説明の嘘」について

(1) 同(1)について

認める。

(2) 同(2)について

平成27年5月16日に、太田教諭が原告らに対し、同年5月15日2限目の英語の授業中、■■■■君が前席の生徒■■■■君の頭をたたき、その襟首をつかんで左斜め後方に引っ張って正しい席の座り方になるようにさせたが、■■■■君がそれを無視したので、再度襟首をつかんで戻そうとした。■■■■君が■■■■君の方を振り返ったとき、■■■■君が■■■■君に対しビンタしたことなどを説明したことは、認める。

その余は否認ないし争う。

(3) 同(3)について

平成27年5月18日の面談のときに、太田教諭が原告らに対し、5月16日と同様の説明に加え、■■■■君が怒って■■■■君の頬をビンタしたことを説明した。■■■■君と■■■■君が喧嘩となったという表現で説明したことは、認める。（なお、太田教諭の説明が、■■■■君の一方的暴力から喧嘩へと変遷したというのは、原告ら側の一方的な捉えである。）

原告らと警察とのやりとりは不知。

その余は否認ないし争う。

3 同「3 処分決定についての変遷」について

(1) 同(1)について

原告■■■と古井教諭とのやりとりが訴状記載のとおりであること、補導委員会が本件当日の午後4時20分頃に、■■■君に対する懲戒処分の原案として停学5日という案を決定していたこと、停学処分の最終決定は校長がするものであること、太田教諭がその日にあったことを報告するため、本件当日の午後7時過ぎに太田教諭の携帯電話から原告■■■の携帯電話へかけたことは、認める。

その余は否認ないし争う。

(2) 同(2)について

否認ないし争う。本件高校の教員は原告らに対し、補導委員会は懲戒処分の原案を決定するものであり、懲戒処分の最終決定は校長が行うものであることを説明したものであり、説明内容を翻すなどしたものではない。

4 同「4 処分を■■■君に伝えたかどうかについての変遷」について

(1) 同(1)について

平成27年5月16日の面談時に、太田教諭が原告らに対し、■■■君に対して明確に停学処分という言葉は使っていないが、指導する中で何らかの形で指導があると述べたことは、認める。

その余は否認ないし争う。

(2) 同(2)について

否認ないし争う。

5 同「5 遺族の心情に一切配慮しない暴言」について

(1) 同(1)について

反省文が書けなかった理由を問われたので、実際に指導したときの様子から「■■■■君は高校生になって日が浅く、高校生といってもまだ中学生みみたいなもので、稚拙で文章力が乏しく思えた」と回答したこと、読書感想文を読んで「大変すばらしいです」と回答したことは認め、その余は否認ないし争う。

(2) 同(2)について

武田校長が本件高校の教員の■■■■君に対する指導は適切であった旨述べたこと、武田校長が原告■■■■に対し■■■■君の退学届等を提出するよう求めたことは、認める。

その余は否認ないし争う。

(3) 同(3)について

本件高校の教員らが原告らに対し、本件当日にはそのときに考え得る適切な対応をしており落ち度はなかった旨説明し、その意味から謝罪を拒否したこと、小野教諭が平成27年5月24日の面談において「今回のことを教訓にして今後の指導に生かしていきたい」と述べたことは、認める。

その余は否認ないし争う。

(4) 同(4)について

大阪府教育委員会が遺族からの要望書に対し、平成27年8月28日に回答書を送付したことは、認める。

その余は否認ないし争う。

第5 同「第5 法律上の主張」について  
いずれも否認ないし争う。

第6 同「第6 損害」について

1 同「1 原告■■■■の損害」について

いずれも争う。

2 同「2 原告■■■■の損害」について

いずれも争う。

### 被告の主張

被告の具体的主張については追って準備書面を提出する。

以上